

「中山間地域道路等維持補修業務委託」公募型プロポーザル募集要領 〈令和7年度版〉

1 目的

この要領は、地域の安全安心を守るために、地域に密着した維持管理業務を実施できる体制を確保するため、「中山間地域道路等維持補修業務委託」において、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により業務受託者を募集する際の手続きについて必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

中山間地域道路等維持補修業務委託

(2) 業務内容

「中山間地域道路等維持補修業務（以下「本業務」という。）」は、宮下土木事務所管内（柳津町、三島町、金山町、昭和村）の次に掲げる道路、河川等の維持管理業務とする。

【 単価契約 】

① 道路維持補修業務	18 路線	L=	237.6	k m
② 舗装維持修繕業務	18 路線	L=	237.6	k m
③ 河川維持管理業務	18 河川	L=	206.4	k m
④ 砂防施設維持管理業務		N=	125	箇所
⑤ 一般除雪業務	12 路線	L=	175.1	k m
⑥ 春先除雪業務	4 路線	L=	16.8	k m
⑦ 道路パトロール等業務（維持管理業務）	18 路線	L=	237.6	k m

【 総価契約 】

⑧ 道路除草業務		A=	366,800.0	m ²
⑨ 道路植栽管理業務		A=	5,277.0	m ²
⑩ 路面清掃業務		L=	322.0	k m
⑪ 落石防護柵設置撤去業務		A=	1,164.0	m ²
⑫ 河川除草伐木業務		A=	81,500.0	m ²
⑬ 除雪補助準備業務	12 路線	L=	175.1	k m
⑭ 休日道路パトロール業務	4 路線	N=	18	回
⑮ 簡易構造物等点検業務		N=	12	回
⑯ 道路パトロール等業務（パトロール業務）	18 路線	L=	237.6	k m

(3) 業務委託の期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（**2カ年契約**）とする。

(4) 業務の規模

過年度実績等を踏まえ、概算額970百万円（総価契約、単価契約の2ヶ年合計とし、消費税抜き）を上限とする。

3 参加資格等

提案書を提出する者は、協同組合又は共同企業体であって、協同組合は（1）の要件を、共同企業体は（2）の要件をすべて満たすものとする。

(1) 協同組合にあつては次の要件を満たしていること。

ア 定款で道路の維持管理の共同受注を目的としていること。

イ 組合員は地方自治法施行令（昭和22年政令第16）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

ウ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

エ 協同組合（以下「組合」という）は、建設業法の許可業種 土木工事業及びとび・土工工事業の許可を得ているか、又は、同要件を満たしている1者以上の組合員を含むこと。（建設業許可書の写しを参加表明書に添付すること。）

オ 組合員は、福島県令和5・6年度工事等請負有資格者名簿の一般土木工事に記載がある者又は過去5年間に会津若松建設事務所発注の維持管理業務（道路、河川等、除雪）の受注実績がある者であること。なお、A等級の組合員を1者以上含むこと。

カ 組合員は会津若松建設事務所管内（宮下土木事務所管内を含む）に主たる本店又は支店・営業所（※）を有する者であること。

※支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって、福島県令和5・6年度工事等請負有資格者名簿に記載された委任先をいう。

（建設業許可書、法人登記簿等、証明できるものの写しを参加表明書に添付すること。）

キ 組合員の数は2者以上とし、会津若松建設事務所管内（宮下土木事務所管内を含む）の組合員が1者以上含まれていること。

ク 組合は過去5年間に国及び地方公共団体から、次に示す業務を受注した実績（元請けとしての実績に限る）があること。又は同要件を満たしている1者以上の組合員を含むこと。

なお、除雪業務については2年間以上の実績があること。（実績等の確認ができる資料は、提出書類（様式5-3「受注業務実績」）によるものとする。）

① 同種業務：道路除草業務、道路植栽管理業務、河川除草業務、河川伐木業務

② 除雪業務

ケ 本業務においては、宮下土木事務所管内にMMR（メンテナスマネージャー）、業務管理責任者、主任技術者を配置できる者であること。なお、MMR（メンテナスマネージャー）と業務管理責任者と主任技術者は兼務可とする。（配置できるMMR（メンテナスマネージャー）、業務管理責任者、主任技術者の名簿は、提出書類（様式5-1「業務実施体制」）によるものとする。）

コ 道路管理のための道路維持補修作業員、緊急時の通行規制等に対応するための道路維持補修作業員を適切に配置できる者であること。（道路維持補修作業員の名簿は、提案書等（様式5-1）によるものとする）

サ 本業務においては、宮下土木事務所管内各町村毎に業務担当者、道路等維持補修作業員を適切に配置できる者であること。

また、除雪作業期間においては、宮下土木事務所管内各町村毎に除雪の情報連絡員、除雪機械オペレータを適切に配置できる者であること。また、「除雪トラック」及び「凍結抑制剤散布車」は大型免許、「除雪グレーダ」及び「除雪ドーザ」並びに「ロータリー除雪車」は大型特殊免許を要するため、大型免許取得者、大型特殊免許取得者を適切に配置できる者であること。

なお、業務担当者は情報連絡員を兼務することができるものとする。（「業務担当者及び除雪の情報連絡員」、「道路等維持補修作業員及び除雪機械オペレータ」の名簿は、提出書類（様式5-1「業務実施体制」）によるものとし、貸与車両は特記仕様書（一般除雪業務（県有機械貸付・凍結抑制剤散布））第2条及び特記仕様書（春先除雪業務）第2条のとおりとする。）

シ 道路パトロールのためのパトロール要員及び運転手を適切に配置できる者であること。

（パトロール要員及び運転手の名簿は、様式5-2-4「パトロール要員及び運転手主要業務実績表」による。）

ス 組合員は、当該プロポーザルに参加する他の組合又は共同企業体の構成員と重複してはならない。

セ 本業務に関する技術力（安全性や品質確保）や業務の改善のために行うモニター調査

に協力できる者であること。

ソ 組合員のうち、契約日時点で入札参加資格制限措置期間中の者は、当該期間中の業務を行うことができない。

(2) 共同企業体にあつては次の要件を満たしていること。

ア 共同企業体は、中山間地域道路等維持補修業務委託 共同企業体協定書（様式-3-3）により共同企業体の協定書を締結している者であること。

イ 構成員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

エ 構成員は、建設業法の許可業種土木工事業及びとび・土工工事業の許可を得ている者であること。

オ 構成員は、福島県令和5・6年度工事等請負有資格者名簿の一般土木工事に記載がある者又は過去5年間に会津若松建設事務所発注の維持管理業務（道路、河川等、除雪）の受注実績がある者であること。なお、代表構成員はA等級の者であること。

カ 構成員は会津若松建設事務所管内（宮下土木事務所管内を含む）に主たる本店又は支店・営業所（※）を有する者であること。

※支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であつて、福島県令和5・6年度工事等請負有資格者名簿に記載された委任先をいう。

（建設業許可書、法人登記簿等、証明できるものの写しを参加表明書に添付すること。）

キ 構成員の数は2者以上とし、会津若松建設事務所管内（宮下土木事務所管内を含む）の構成員が1者以上含まれていること。

ク 全ての構成員の出資比率が、均等割の10分の6以上であること。なお、代表構成員は出資比率が構成員中最大であること。

ケ 共同企業体は過去5年間に国及び地方公共団体から、次に示す業務を受注した実績（元請けとしての実績に限る）があること。又は同要件を満たしている1者以上の構成員を含むこと。

なお、除雪業務については2年間以上の実績があること。（実績等の確認ができる資料は、提出書類（様式5-3「受注業務実績」）によるものとする。）

① 同種業務：道路除草業務、道路植栽管理業務、河川除草業務、河川伐木業務

② 除雪業務

コ 本業務においては、宮下土木事務所管内にMMR（メンテナスマネージャー）、業務管理責任者、主任技術者を配置できる者であること。なお、MMR（メンテナスマネージャー）と業務管理責任者と主任技術者は兼務可とする。（配置できるMMR（メンテナスマネージャー）、業務管理責任者、主任技術者の名簿は、提出書類（様式5-1「業務実施体制」）によるものとする。）

サ 道路管理のための道路維持補修作業員、緊急時の通行規制等に対応するための道路維持補修作業員を適切に配置できる者であること。（道路維持補修作業員の名簿は、提案書等（様式5-1）によるものとする）

シ 本業務においては、宮下土木事務所管内各町村毎に業務担当者、道路等維持補修作業員を適切に配置できる者であること。

また、除雪作業期間においては、宮下土木事務所管内各町村毎に除雪の情報連絡員、除雪機械オペレータを適切に配置できる者であること。また、「除雪トラック」及び「凍結抑制剤散布車」は大型免許、「除雪グレーダ」及び「除雪ドーザ」並びに「ロータリー除雪車」は大型特殊免許を要するため、大型免許取得者、大型特殊免許取得者を適切に配置できる者であること。

なお、業務担当者は情報連絡員を兼務することができるものとする。（「業務担当者及び除雪の情報連絡員」、「道路等維持補修作業員及び除雪機械オペレータ」の名簿は、提出書類（様式5-1「業務実施体制」）によるものとし、貸与車両は特記仕様書（一般除雪

業務（県有機械貸付・凍結抑制剤散布））第2条及び特記仕様書（春先除雪業務）第2条のとおりとする。）

ス 道路パトロールのためのパトロール要員及び運転手を適切に配置できる者であること。

（パトロール要員及び運転手の名簿は、様式5-2-4「パトロール要員及び運転手主要業務実績表」による。）

セ 構成員は、当該プロポーザルに参加する他の組合又は共同企業体の構成員と重複してはならない。

ソ 本業務に関する技術力（安全性や品質確保）や業務の改善のために行うモニター調査に協力できる者であること。

4 提案課題、評価項目・配点

評価項目・配点は、下表のとおりとする。

評価項目 (配点)	評価の着目点		判断基準
配置予定技術者 (80点)	MMR (メンテナ スマネージャ ー)	技術者が有する技術者資格 及びその専門分野 (10点)	以下の順位で評価する。 ①技術士（総合技術監理部門建設 「道路」または建設部門「道路」（専任） ②RCCM（道路）（専任） ③1級土木施工管理技士（専任） ④技術士（総合技術監理部門建設 道路」または建設部門「道路」（兼任） ⑤RCCM（道路）（兼任） ⑥1級土木施工管理技士（兼任） ⑦2級土木施工管理技士 （専任または兼任） ⑧道路維持管理に関する実務経験を 10年以上有するもの （専任または兼任） ※上記以外は評価しない。 （様式5-2-1「MMR（メンテナスマネ ージャー）主要業務実績表」）
	道路パト ロールの 業務管理責 任者	技術者が有する技術者資格 (10点)	以下の順位で評価する。 ①次のいずれかの業務に10年以上従事 した経験を有するもの ・現に供用している道路法（昭和27年法 律第180号）第2条第1項の道路の測量、改 築、維持、修繕、災害復旧その他管理に係 る業務 ・警備員等の検定等に関する規則（平成 17年国家公安委員会規則第20号）第1条第4 項の交通誘導警備業務 ② 次のいずれかの業務に5年以上従事 した経験を有するもの ・現に供用している道路法（昭和27年法 律第180号）第2条第1項の道路の測量、改 築、維持、修繕、災害復旧その他管理に係 る業務 ・警備員等の検定等に関する規則（平成 17年国家公安委員会規則第20号）第1条第4 項の交通誘導警備業務 ※上記以外は評価しない。 （様式5-2-2「業務管理責任者主要業務実績 表」）
	主任技術者	技術者が有する技術者資格 及びその専門分野 (10点)	以下の順位で評価する。 ①技術士（総合技術監理部門建設 「道路」または建設部門「道路」（専任） ②RCCM（道路）（専任） ③1級土木施工管理技士（専任）

		<p>④技術士（総合技術監理部門建設「道路」または建設部門「道路」（兼任）</p> <p>⑤RCCM（道路）（兼任）</p> <p>⑥1級土木施工管理技士（兼任）</p> <p>⑦2級土木施工管理技士（専任または兼任）</p> <p>⑧1級又は2級造園施工管理技士（専任または兼任）</p> <p>⑨道路維持・補修工事、又は舗装工事に関する実務経験を10年以上有するもの（専任または兼任）</p> <p>※上記以外は評価しない。 （様式5-2-3「主任技術者主要業務実績表」）</p>
	過去5年間の同種・除雪業務の実績内容 (5点)	<p>以下の順位で評価する。</p> <p>①国又は地方公共団体発注業務での同種業務・除雪業務の実績がある。</p> <p>※上記以外は評価しない。 （様式5-2-3「主任技術者主要業務実績表」）</p>
業務担当者及び除雪の情報連絡員	技術者が有する技術者資格及びその専門分野 (5点)	<p>以下の順位で評価する。</p> <p>①1級土木施工管理技士</p> <p>②2級土木施工管理技士以上</p> <p>※上記以外は評価しない。 （様式5-2-4「業務担当者及び除雪の情報連絡員主要業務実績表」）</p>
	過去5年間の同種・除雪業務の実績内容 (10点)	<p>以下の順位で評価する。</p> <p>①同種・除雪の両業務の実績がある</p> <p>②除雪業務の実績がある</p> <p>※上記以外は評価しない。 （様式5-2-4「業務担当者及び除雪の情報連絡員主要業務実績表」）</p>
道路等維持補修作業員、除雪機械オペレータ、パトロール要員、運転手	過去5年間の同種・除雪業務の実績内容 (10点)	<p>以下の順位で評価する。</p> <p>①国又は地方公共団体発注業務での除雪業務の実績がある。</p> <p>※上記以外は評価しない。 （様式5-2-5「道路等維持補修作業員及び除雪機械オペレータ主要業務実績表」）</p>
	パトロール要員、運転手の地域精通度 (10点)	<p>以下の順位で評価する。</p> <p>①宮下土木事務所管内（柳津町、三島町、金山町、昭和村）に10年以上継続して居住している。</p> <p>※上記以外は評価しない。 （様式5-2-6「道路パトロール要員及び運転手主要業務実績表」）</p>

		パトロール要員、運転手の業務精通度 (10点)	以下の順位で評価する。 ①宮下土木事務所における、道路巡視業務(県直営を含む)の経験を3年以上有する。 ※上記以外は評価しない。 (様式5-2-6「道路パトロール要員及び運転手主要業務実績表」)
会社の地域精通度 (30点)	受注業務実績 ※評価対象 共同組合：組合 共同企業体：代表構成員		以下の順位で評価する。 ① 宮下土木事務所管内(柳津町、三島町、金山町、昭和村)で同種業務及び除雪業務について受注実績がある。 ② 会津若松建設事務所管内(宮下土木事務所管内を除く。)で同種業務及び除雪業務について受注実績がある。 ※上記の「業務」は、国又は地方公共団体の発注業務とする。 (様式5-3「受注業務実績」)
本業務における組織体系に対する提案 (40点)	組織体系的確性	① 明確な指揮系統 (14点) ② 迅速な対応力 (14点) ③ 緊急時等の確実な対応力 (12点)	本業務の実施にあたり宮下土木事務所管内の地域特性を把握し、左の着目点ごとに具体的かつ効果的な提案であると認められる場合に評価する。 (様式4-1「提案書-本業務における組織体系に対する提案」)
本業務に対する提案 (50点)	業務実施上の工夫等	① 安全確保への配慮 (10点) ② 品質確保(総合的な業務の効果発現) (10点) ③ 地域住民の視点を持った工夫 (10点) ④ 除雪業務での工夫 (10点) ⑤ 道路パトロールでの異状見落とし防止対策 (10点)	本業務の実施にあたり宮下土木事務所管内の地域特性を把握し、左の着目点ごとに具体的かつ効果的な提案であると認められる場合に評価する。 (様式4-2「提案書-本業務に対する提案」)

計200点

5 手続等

(1) 事務担当

大沼郡三島町大字宮下字水尻 1108 番地
福島県宮下土木事務所 業務課
郵便番号 969-7511
電話番号 0241-52-2311
ファクシミリ 0241-52-2532
電子メール miyashita.doboku@pref.fukushima.lg.jp

(2) 手続開始の公告等

手続開始については、福島県会津地方振興局掲示板及び福島県会津若松建設事務所ホームページ (<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41340a/>) に掲載する。

(3) 公告方法及び期間

①公告方法

応募に必要な書類は、福島県会津若松建設事務所ホームページ (<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41340a/>) に掲載すると共に、5の(1)の場所において配布する。

②公告期間

令和7年2月7日(金)から令和7年2月25日(火)の午後5時までとする。なお、配布については当該期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

6 不明な点がある場合の質疑について

(1) 質問書(様式1)の受付期限並びに提出場所及び方法

質疑事項がある場合、質問書(様式1)を用い、令和7年2月13日(木)午後5時までに、上記5の(1)に持参又は郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出すること。なお、ファクシミリ又は電子メールによる場合は、必ず電話で送信確認をすること。郵送による場合は、受付期限内に必着とする。

(2) 質問書に対する回答期限及び回答方法

令和7年2月18日(火)から令和7年2月25日(火)午後5時までの間、質問回答書(様式2)を福島県会津若松建設事務所ホームページ (<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41340a/>) に掲載するとともに、同日以降、上記5の(1)の場所において配布する。

7 提案書等について

(1) 提案書等(協同組合・共同企業体共通：様式3-1、協同組合の場合は定款、組合員名簿、事業計画書等の写し、共同企業体の場合は、様式3-2・様式3-3)の提出期限並びに提出場所及び方法

令和7年2月25日(火)午後5時までに、上記5の(1)に1部持参すること。

① 提案書の提出は、参加表明者の所属する協同組合等ごとに1案のみとする。

② 上記の提出期限以降における提案書等の内容変更及び再提出は認めない。

(2) 提案書等(様式4-1、4-2、5-1、5-2-1、5-2-2、5-2-3、5-2-4、5-2-5、5-2-6、5-3)の提出期限並びに提出場所及び方法

令和7年2月25日(火)午後5時までに、上記5の(1)に1部持参すること。

①提案書の提出は、参加表明者の所属する協同組合等で1提案のみとする。

②上記の提出期限以降における提案書等の内容変更及び再提出は認めない。

(3) 提案書等の作成について

① 提案書等は、別添の様式(様式4-1、様式4-2)に基づき作成する。

ア A4版、1枚、片面使用、横書きとする。

イ 様式4-1、様式4-2には、今回の提案を評価項目毎に簡潔に記載すること。

ウ 文書を補完する図表、写真等を使用することも可とする。

エ 提案は、「本業務における組織体系に対する提案」「本業務に対する提案」について提案すること。

- ② 業務実施体制（様式5-1）、主要業務実績表（様式5-2-1、様式5-2-2、様式5-2-3、様式5-2-4、様式5-2-5、様式5-2-6）の作成に当たっては、以下の項目に留意すること。
- ア 業務実施体制に記載したMMR（メンテナンスマネージャー）、業務管理責任者、主任技術者、除雪の情報連絡員及び業務担当者、道路維持等作業員及び除雪オペレータ、パトロール要員及び運転手について、主要業務実績表を作成のこと。
- イ 保有資格はそれぞれの様式に記載するものとする。
 なお、資格、居住経歴がわかる資料（合格証明書、免許証、住民票等の各写し）を添付すること。
- ウ 同種業務経歴については、提案書等提出期日（令和7年2月25日（火））から過去5年以内のものを1件以上、除雪業務経歴については、過去5年以内の2年間の実績を1件以上、記載すること。なお、契約内容及び業務目的がわかる資料（契約書の写し、仕様書等）を添付すること。

8 プロポーザルの審査及び業務委託候補者の選定並びに契約の相手方の決定

プロポーザル審査は、次の各号の定めるところによる。

- (1) プロポーザルの審査は、4に定める評価項目に基づき審査し、技術提案書の評価を行い、業務委託候補者1者及び次点1者を選定する。
- (2) 業務委託候補者には、当該業務内容について、単独随意契約により業務を委託する。
 なお、業務委託候補者に見積書の提出を求めた結果、契約に至らなかった場合は、次点の者を業務委託候補者とする。
- (3) 審査結果については、提案書提出者全員に通知するとともに公表する。
- (4) この手続きに参加した者が、9(5)(6)の失格条項等に該当する場合は、その者とは契約の締結は行わない。なお、この場合は、次点の者を業務委託候補者とする。

9 失格条項等

次の各号の一つに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案書等が、提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案書等が、様式及び本要領に示された条件に適合しないもの。
- (3) 提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 提案書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 提案書等に虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 本要領に定められた以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合。

10 各種様式

様式は以下のとおりとする。

- | | |
|---|---|
| ① 質問書 | 様式1 |
| ② 質問回答書 | 様式2 |
| ③ プロポーザル送付書（参加表明書） | 様式3-1 |
| ④ 公募型プロポーザル参加資格審査申請書 | 様式3-2 |
| ⑤ 同企業体協定書 | 様式3-3 |
| ⑥ 提案書 | 様式4-1、様式4-2 |
| ⑦ 業務実施体制 | 様式5-1 |
| ⑧ MMR（メンテナンスマネージャー）、業務管理責任者、主任技術者、除雪の情報連絡員及び業務担当者、道路等維持補修作業員及び除雪機械オペレータ、パトロール要員及び運転手主要業務実績表 | 様式5-2-1、様式5-2-2、様式5-2-3、
様式5-2-4、様式5-2-5、様式5-2-6 |
| ⑨ 受注業務実績 | 様式5-3 |
| ⑩ プロポーザル審査結果通知書 | 様式6-1（業務委託候補者用） |

- | | |
|-------------------|---------------|
| ⑪ プロポーザル審査結果通知書 | 様式6-2 (次点者用) |
| ⑫ プロポーザル審査結果通知書 | 様式6-3 (非選定者用) |
| ⑬ 公募型プロポーザル方式審査結果 | 様式7 |
- ※本プロポーザルで使用する各様式は、福島県会津若松建設事務所ホームページ
(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41340a/>) から取得すること。

1 1 その他

- (1) 提案書等に記載された個人情報には本業務においてのみ使用するものとし、本人の同意を得ずに第三者に開示することはない。
- (2) 提出された提案書は返却しない。
- (3) 提案書の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。
- (4) 提出された提案書は審査及び説明の目的にその写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 審査の公平性、透明性及び客観性を期すため、入選者、次点者については会社名を公表することを原則とする。また、入選者以外の者が選定されなかった理由について説明を求めた場合には、その者の取得点数を説明することとするが各配点者（審査委員）の配点は非公開とする。
- (6) 当該見積合せは、令和7年2月福島県議会定例会において本事業に係る予算が議決されない場合は行わない。